

広報掲示板設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民相互のコミュニケーションの増進に寄与するとともに、市・区行政の広報活動に協力いただくため、区内の住民で組織する団体等（以下「自治組織」という）が行う掲示板の設置、修繕に要する経費の一部を補助することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治組織」とは、区内の一定地域において、共通の地域目標をもって活動する自治会・婦人会等の団体とする。ただし、特定目的のために結成されている住民運動団体を除く。

2 この要綱において「設置」とは掲示板の製作、購入、取り付けをいう。

3 この要綱において「修繕」とは掲示板の老朽化及び破損等により行う板面の取り替えを主とする工事をいう。

(補助要件)

第3条 区長は、つぎの各号に掲げる要件に適合する場合に、補助金を交付することができるものとする。

- (1) 自治組織が地域住民のコミュニケーションに寄与するため、掲示板を必要としていること。
- (2) 自治組織が掲示板の設置場所を確保することができること。なお、民有地や公道等に設置する場合は、必ず土地所有者または管理者の同意を受けること。
- (3) 自治組織が管理責任者を明確に定めて、掲示板を良好に維持管理できること。
- (4) 市及び区から掲示を依頼するポスター、ちらし等の掲示に協力いただけること。
- (5) 特定の政治活動、宗教活動、営利活動のための広告、ポスター、ちらし等を掲示しないこと及び第三者にも掲示させないこと。

(補助基準)

第4条 自治組織に対する広報掲示板の設置補助枚数は、加入世帯およそ50世帯に1枚とする。ただし、1自治組織あたり同一年度内の補助金額の最高限度は20万円とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、広報掲示板の設置、修繕に要する経費の3分の2以内で予算の範囲内で定める（100円未満切り捨て）。

2 前項の規定による補助の限度額は、掲示板1枚につき、設置の場合は30,000円以内、修繕の場合は15,000円以内とする。

(補助金交付の申請)

第6条 自治組織が補助金の交付を受けようとするときは、当該自治組織の代表者は広報掲示板設置補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、区長に提出し

なければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに補助金交付の決定を行い、広報掲示板設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を当該自治組織の代表者に通知するものとする。また、適当でないときは、広報掲示板設置補助金不交付決定通知書(様式第2号-2)により通知するものとする。

(設置報告)

第8条 補助金交付の決定を受けた自治組織の代表者は、当該広報掲示板の設置完了後、広報掲示板設置完了報告書(様式第3号)をすみやかに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の広報掲示板設置完了報告書に基づき補助金を交付すべきものと認めるときはすみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取り下げ)

第10条 補助金交付の決定を受けた後、補助金額に変化が生じるなどの事由が生じた場合(ただし、代表者の交代・地域内転居をのぞく)、自治組織の代表者は、広報掲示板設置補助金交付取り消し申請書(様式第4号)により、申請を取り下げなければならない。区長は、取り消し申請があればすみやかに、広報掲示板設置補助金交付取り消し通知書(様式第5号)により自治組織の代表者に通知する。

(再補助)

第11条 この要綱により補助金を受けようとする掲示板については、申請年度を除く過去5年度以内に、当該補助を受けている場合及び、同一趣旨目的で設置された掲示板が、申請年度を除く過去5年度以内に当該補助を受けている場合は補助しない。

(補助金の取消及び返還)

第12条 区長は、補助金の交付決定を受けた自治組織がつぎの各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により補助金交付の決定を受け、または、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 広報掲示板を特定の政治活動、宗教活動、営利活動等に利用させるなどの事実があるとき。
- (3) 広報掲示板を第三者に譲渡する等、掲示板としての目的を阻害したとき。
- (4) 補助金交付決定の条件その他、この要綱の規定に違反したとき。

(特例措置)

第13条 区長は、地域による特別の事情があると認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、特例措置を講ずることができるものとする。

(施行細目)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

(附則)

1 この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

2 区民お知らせ用掲示板寄贈要綱(昭和54年7月2日制定)は、昭和60年3月31日
で廃止する。

(附則)

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。